

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(C1)貝分離装置ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	GⅢ	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置(C2)ポール循環ポンプ(F)吸込配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	GⅢ	
3	1号機	復水ろ過装置復水ろ過器(C)差圧指示計において、指示不良(計器均圧操作時指示あり)が認められたため、当該計器を点検補修。	GⅢ	
4	2号機	主タービンターニングギヤモータ点検時、シャフト軸端部の嵌め合い管理値外れが認められたため、対応検討。	GⅢ	
5	2号機	換気空調系タービン建屋給気ファン(C)出口ダンパーにおいて、動作不良(ポジショナー内部部品の固着)が認められたため、ポジショナー点検補修。	GⅢ	
6	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプストレーナ入口弁において、弁蓋に腐食が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
7	2号機	不活性ガス系圧力抑制室用吸込み口金網(異物混入防止対策)において、腐食が認められたため、当該金網を交換。	GⅢ	
8	2号機	第2給水加熱器(A)点検時、伝熱管閉止栓の打設部(1箇所)に、にじみが認められたため、当該部を補修。	GⅢ	
9	2号機	復水系低圧復水ポンプ(B)用電動機点検時、空気冷却器細管出口部(1箇所)に潰れが認められたため、当該箇所を補修。	GⅢ	
10	2号機	試料採取装置修理工事において、原子炉再循環ポンプ出口導電率計検出器を破損させたため、当該検出器を交換及び計器保護カバー取り付け並びに注意喚起。	GⅢ	
11	3号機	換気空調系原子炉建屋内冷房装置の冷却水供給側流量調整弁操作時、開度指示計が折損したため、対応検討。	GⅢ	
12	その他	記録上廃棄したことになる使用後の放射性同位元素(33個)が、専用の廃棄容器へ廃棄されないまま管理区域内の資料保管室ロッカー及び遮蔽体内に保管されていたため、適切に廃棄。	GⅡ	